食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十七日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

広島県規則第十四号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

る。 食品衛生法施行細則(昭和三十二年広島県規則第九十四号)の一部を次のように改正す

改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように

改正後	改正前
第四条(略)(食品衛生管理者の届出)	第四条(略)(食品衛生管理者の届け)
(廃業届)	(廃業届)
事に対する届出は、別記様式第九号によらな第十五条 省令第七十一条の二の規定による知	事に対する届出は、別記様式第十号によらな第十五条(省令第七十一条の二の規定による知
2(略) ければならない。	2 (略) ければならない。
許可証を添えてしなければならない。 3 前二項の届出は、許可営業者にあつては、	ばならない。

改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように

改 正 後

様式第3号(第4条関係)

(略)

食品衛生管理者設置 (変更) 届

次のとおり、食品衛生管理者を<u>設置</u>(変更)したので、食品衛生法第48条第8項の規定により届け出ます。 (※食品衛生申請等システムによる場合は、届出者情報及び施設情報の記載を省略することができます。)

11/4	(略)	(略)	(略)						
	(略)		(略)						
	(略)								
	(ふりがな)								
	届出者氏名								
	※法人にあっては、								
	その名称及び代表者の氏名								
(既)									
食品衛生管理者情報	(略)	(昭各)							
	(略)	(毗各)							
	(略)	(畔各)							
	(略)	(暇各)							
	(略)	(暇各)							
	設置(変更)年月日		(野各)						
(略)									

注 (略)

様式第3号(第4条関係)

(略)

改正前

食品衛生管理者選任(変更)届

次のとおり、食品衛生管理者を選任(変更)したので、食品衛生法第48条第8項の規定により届け出ます。 (※営業許可申請書・営業届に添付する場合であって、内容が重複する項目は記載を省略することができます。)

(略) (略) (略) (略) (略) (略) (ふりがな) 届出者氏名 ※法人にあっては、 その名称及び代表者の氏名 年 月 日生 (略) (略) (略) 食品衛生管理者情報 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) 選任(変更)年月日 (略) (略)

注 (略)

様式第4号(第8条関係)

(表面) (略) 営業許可申請書・営業届(新規、継続) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) 営業施設情報 資格の種類 食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)

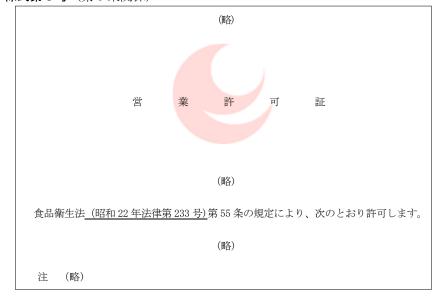
(裏面) (略)

様式第4号(第8条関係)

(表面) (略) 営業許可申請書・営業届(新規、継続) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) 営業施設情報 (略) 資格の種類 食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)

(裏面) (略)

様式第5号(第9条関係)



様式第5号の3 (第9条関係)

営業 許可証明書

(略)

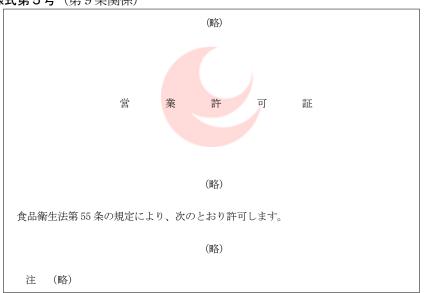
次のとおり、食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号)第 55 条の規定により、許可を受けた者であることを証明します。

(略)

(略)

注 (略)

様式第5号(第9条関係)



様式第5号の3 (第9条関係)

(略)
営業許可証明書
(略)
次のとおりであることを証明します。
(略)

様式第7号(第12条関係) (表面) (略) 営業許可申請書・営業届(変更) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) 営業施設情報 (略) 資格の種類 食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)

(裏面) (略) (裏面)

(略)

様式第7号(第12条関係)

(表面) (略) 営業許可申請書・営業届(変更) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) 営業施設情報 (略) 資格の種類 食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)

(裏面) (略)

様式第8号(第13条関係)

(表面)

(略)

地 位 承 継 届

次のとおり、<u>営業者</u>の地位を承継(譲渡・相続・合併・分割)したので、食品衛生法(第56条第2項・第57条第2項)の規定に基づき届け出ます。

(略)

(裏面) (略)

様式第8号(第13条関係)

(表面)

(略)

地位承継届

次のとおり、<u>許可営業者</u>の地位を承継(譲渡・相続・合併・分割)したので、食品衛生法(第56条第2項・第57条第2項)の規定に基づき届け出ます。

(略)

(裏面) (略)

様式第9号(第14条関係)

様式第9号(第15条関係)

(裏面)

(略)

(表面) (略) 営業許可申請書・営業届(廃業) 食品衛生法施行規則(第71条の2)の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出しま (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) 営業施設情報 資格の種類 食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)

様式第 10 号 (第 15 条関係)

(表面)

(略)

営業許可申請書・営業届(廃業)

食品衛生法(第71条の2)の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

	(略)							
	(略)		(略)		(略)			
営業	(毗各)							
	(略)							
	(昭台)							
営業施設情報	(略)	資格の	種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥				
報	(哈)	(略)	(昭各) (昭各)					
	(略)		(照各)					
	(略)		(照各)					
	(略)		(町各)					
	(開答)							

(裏面) (略)

附則

(施行期日)

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 法施行細則(以下「新規則」という。)の様式による申請その他の手続とみなす。 という。)の様式でしている申請その他の手続は、この規則による改正後の食品衛生この規則の施行の際現にこの規則による改正前の食品衛生法施行細則(以下「旧規則
- とみなす。 業許可証明書は、 この規則の施行の際現に旧規則第九条の規定により交付されている営業許可証及び営 新規則第九条の規定により作成された営業許可証及び営業許可証明書